

鳥取県告示第 150 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字迎山603から611まで、613から615まで、618から649まで、651から653まで、字河谷655から657まで、657の1、658から664まで、666から672まで、674の2、674の3、675から694まで、696、697、698の1、700、字丸淵701の1、702から706まで、708、字小雲ガ平ラ709、711から715まで、716の1から716の3まで、717の2、717の6、718、719、721から723まで、725、726、728から730まで、730の1、732から737まで、738の1、738の4、字岸ノ上739の2、740、741の1、742の6、742の7、743の1、743の2、743の5から743の7まで、744の1、746、748から755まで、757、758の1、758の2、759から766まで、766の2、766の3、767、767の1、769から774まで、776、字カツラガ谷ヨリ大東仙783の1、字倉谷上へ786から792まで、794、795、800から805まで、806の1、806の2、807から811まで、812の1、812の2、813の1、815から817まで、817の1、818、819の1、819の2、821から827まで、828の1から828の4まで、829の1から829の5まで、830の1、830の2、831の1、832の1、832の2、833、834の1から834の4まで、835、836、838から840まで、字倉谷下モヒラ841から843まで、843の1、844、847、848、848の1、849、850、852の1、853の1、字上ミノ山861の1、866、字寺谷上へ867、875から883まで、885、886、888、889、891から894まで、字谷川上へ902、903、903の1、904、905、918から922まで、922の2、923、924、924の1、925、925の1、925の2、926、927の1、927の2、928の1、929から932まで、932の1、933から937まで、937の1、938から947まで、字山根上へ948の1、948の2、950から954まで、955の2、957、958、962、963、965、967から969まで、970の1から970の3まで、971から980まで、983、985の1、985の2、988の1、990、990の1、字上桑原999から1001まで、1002の1、1002の2、1003、1006から1018まで、1020から1031、1032の1、1032の2、1033の1、1034の1、1034の2、1035の1、字桑原下平1036から1040まで、1040の1、1041から1049まで、1051の1、1051の2、1052から1054まで、1054の1、1055から1058まで、字小坂上へ1059から1064まで、1064の1、1065から1068まで、1069の1から1069の3まで、1070の1、1074の1、1075の1、1076、字虫谷上へ1077、1078の1、1084、字虫谷下奥1107の2、1107の4、1108の1、1109の1、1122、字虫谷下口1148から1154まで、1155の1、1156

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)